

(介 38) (FAX 送信 A4・9 枚)

平成 23 年 6 月 23 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

三上 裕司

東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱い
(6月サービス提供分)等について

東日本大震災による介護報酬等の請求等に係る5月サービス提供分の取扱いにつきまして、本年6月1日付(介28)「東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて(5月サービス提供分)」にてお知らせいたしましたが、今般厚生労働省より本年6月の介護サービス提供分の報酬請求等の取扱いに関する事務連絡が発出されました。

本年6月の介護サービス提供分の報酬請求については、①災害救助法の適用地域に所在し、本年3月12日以降のサービス提供分について概算による請求を行い、さらに4月および5月のサービス提供分事務連絡により、4月、5月のそれぞれのサービス提供分について1ヶ月分を通して概算請求を行った介護サービス事業所等に限り、引き続き通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合、6月サービス提供分についても一か月分を通して概算による請求ができることとされ、②それ以外の場合については通常の方法により請求を行うこととなります。

なお、今回の震災の甚大さに鑑み、当該概算による請求の取扱いにつき、厚生労働省より各国保連に対し、柔軟な取扱いとするよう指示が出されておりますので、上記①に該当しない介護サービス事業所等であって、やむを得ない事情により通常の手続きによる請求を行うことが困難で、6月サービス提供分について概算による請求を希望する場合は、各国保連にご相談下さいようお願い申し上げます。

概算請求を行う場合、および通常の方法により請求を行う場合の取扱いは下記のとおりです。

【概算請求を行う場合】

介護サービス事業所等は、やむを得ない事情がある場合を除き、本年7月10日までに概算による請求を選択する旨、添付の別紙様式にて国保連に届け出を行い、提出期限に遅れた

ものについては、翌月以降に提出するものとなります。

その際の介護報酬の算出方法は、

$$\frac{\text{平成 22 年 11 月～平成 23 年 1 月までの介護報酬等支払額}}{92 \text{ 日 (3 ヶ月分の総日数)}} \times 30 \text{ 日} \times (1 + 0.022)$$

となり、当該期間の介護報酬支払実績に基づき各国保連において各事業所の介護報酬を算出します。

【通常の方法により請求を行う場合】

6月サービス提供分（7月提出分）の請求書の提出期限は、通常どおり、7月10日となります。

また、夏期の電力需給対策に伴う適切な介護・障害福祉サービス等の提供につきまして、企業によっては土曜日、日曜日を出勤日として取り扱う予定としているところや、早朝または夜間に勤務時間帯をずらす予定としているところもあり、それに伴い、土日や早朝、夜間において、特に通所サービスおよび短期入所サービス等のサービス需要が高まることが予想されることから、土日や早朝、夜間についても必要なサービスを確保する観点から、柔軟な取扱いが可能となるよう併せて事務連絡が発出されております。

つきましては、災害対応等でお忙しいところ恐縮ですが、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて（6月サービス提供分）
（平 23. 6. 21 厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課 事務連絡）
- ・夏期の電力需給対策に伴う適切な介護・障害福祉サービス等の提供について
（平 23. 6. 21 厚生労働省老健局振興課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 事務連絡）

以上

事 務 連 絡
平成23年6月21日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課
振 興 課
老人保健課

東日本大震災に関する
介護報酬等の請求等の取扱いについて（6月サービス提供分）

東日本大震災による介護報酬等の請求等の事務については、「東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて」（平成23年4月5日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡。以下「3月サービス提供分事務連絡」という。）、「東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて（4月サービス提供分）」（平成23年4月22日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡。以下「4月サービス提供分事務連絡」という。）及び「東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて（5月サービス提供分）」（平成23年5月30日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡。以下「5月サービス提供分事務連絡」という。）により連絡したところですが、平成23年6月サービス提供分の介護報酬等の請求については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管内市町村、サービス事業者等への周知徹底を図るようよろしくお願いいたします。

記

1 平成23年6月サービス提供分に係る介護報酬等の請求について

平成23年6月サービス提供分（7月提出分）に係る介護報酬等の請求については、災害救助法適用地域（東京都の区域を除く。）に所在し、平成23年3月12日以降にサービス提供を行い、3月サービス提供分事務連絡により3月12日以降のサービス提供分について概算による請求を行い、さらに、4月サービス提供分事務連絡及び5月サービス提供分事務連絡により、4月サービス提供分及び5月サービス提供分について概算による請求を行った介護サービス事業所等に限って、当該事業所等の状況に鑑み、引き続き、通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合には、6月サービス提供分（7月提出分）についても、一か月分を通して概算による請求を行うことができるものであること。

これ以外の場合については、下記3により、通常の方法により請求を行うこと。

2 概算請求を行う場合の取扱いについて

(1) 概算による請求を選択する介護サービス事業所等については、やむを得ない事情がある場合を除き、平成23年7月10日（日）までに概算による請求を選択する旨、各国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に対して別紙の様式により届け出ること。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

(2) 概算請求で支払われる介護報酬等の算出方法

原則として平成22年11月サービス提供分から平成23年1月サービス提供分までの介護報酬支払実績により（当該介護サービス事業所等について特別な事情がある場合には、別途介護サービス事業所等と調整をする。）、下記により算出して支払を行うこととなること。

$$\frac{\text{平成22年11月～平成23年1月}}{\text{介護報酬等支払額}} \times 30 \times (1 + 0.022)$$

92

(3) この方法の対象となる請求の範囲については、公費負担医療に係るものについても含まれること。

(4) この方法による請求を選択した介護サービス事業所等については、この方法による概算額をもって平成23年6月サービス提供分の介護報酬等支払額を確定するものであること。

(5) 概算請求が行われた介護報酬等に関する市町村等の支払については、介護サービス事業所ごとに、平成22年11月から平成23年1月までの各市町村等の当該介護サービス事業所に対する介護報酬等支払実績に基づき各国民健康保険連合会において按分すること。

(6) 介護報酬等を概算請求した介護サービス事業所等に係る介護職員処遇改善交付金については、平成22年11月サービス提供分から平成23年1月サービス提供分までの支払実績により、上記2（2）の算出方法に準じて計算を行い（ただし、0.022を計算に加えない）、支払うものとする。

3 その他の通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

平成23年6月サービス提供分（7月提出分）に関し、その他の通常の方法による請求を行う場合には、4月サービス提供分事務連絡の3と同様に取り扱うこと。なお、請求明細書の提出期限は、通常どおり、7月10日（日）とすること。

東日本大震災に関する概算による
介護報酬等請求に関する届出書(平成 23 年 6 月介護サービス提供分)

<p>事業所番号</p>
<p>東日本大震災に関し、下記の要件に該当するため、6月介護サービス提供分について、概算による介護報酬の請求を行います。</p>
<p>平成 年 月 日</p>
<p>請求事業所等 所在地 及び 名称 :</p>
<p>開設者名・事業者氏名 : 印</p>
<p>審査支払機関 殿</p>
<p>記</p>
<p>災害救助法適用地域（東京都の区域を除く。）に所在し、3月12日以降のサービス提供分、4月サービス提供分及び5月サービス提供分について概算による請求を行った介護サービス事業所等であって、当該事業所等の状況に鑑み、引き続き、通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合であること。</p>

事 務 連 絡

平成 23 年 6 月 21 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管課（室）
各 介護保険・障害保健福祉関係団体 御中

厚生労働省老健局振興課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

夏期の電力需給対策に伴う適切な介護・障害福祉サービス等の提供について

今般の東日本大震災の影響により、夏期の電力需給対策の一環として、企業によっては、土曜日及び日曜日（以下「土日」とする。）を出勤日として取り扱う予定としているところや、早朝または夜間に勤務時間帯をずらす予定としているところもあり、それに伴い土日や早朝、夜間の介護・障害福祉サービス、障害児施設支援（以下、「介護・障害福祉サービス等」という）の需要が増加することが予想されます。

つきましては、適切な介護・障害福祉サービス等を確保するため、下記のとおり必要なご対応をよろしくお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、管内市区町村に対し周知をお願いするとともに、土日や早朝、夜間においても必要な介護・障害福祉サービス等の提供が行えるよう、ご配慮くださいますようお願い申し上げます。

記

1 ケアプラン・サービス利用計画の変更について

居宅介護支援事業所、相談支援事業所等におかれましては、利用者のニーズを適切に把握した上で、上記の状況に伴うケアプランやサービス利用計画の変更が生じる場合には、迅速にご対応くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、家族の都合などの臨時的、一時的なもので、サービス提供の単なる曜日変更の場合には、「軽微な変更」として取り扱うことが可能です。

2 介護・障害福祉サービス等の確保について

上記に伴い、土日や早朝、夜間におけるサービスの需要が増加することが予想されるため、各サービス事業所におかれましても、ケアプラン等の変更等を踏まえ、出来る限り土日や早朝、夜間における介護・障害福祉サービス等の提供について、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

営業日及び営業時間の変更の際には運営規程の変更及び届出が必要となりますが、必要最小限の書類とするなど、事務手続きが過度の負担とならないよう、都道府県等に当たっては、ご配慮のほどよろしくお願いいたします。

なお、従業員の勤務体制等についても変更が生じることとなりますが、「運営規程の内容のうち「従業者の職種、員数及び職務の内容」については、その変更の届出は1年のうちの一定の時期に行うことで足りる」旨、平成11年4月20日の全国課長会議においても周知しているところですので、都道府県等に当たっては、柔軟に取り扱われるようお願いいたします。

3 定員超過利用による減算等の取り扱いについて

通所サービス及び短期入所サービス等の需要が特に増加するものと想定されますが、今回の対応に伴い土日や早朝、夜間に利用者を受け入れる事業所においては、定員超過利用による減算措置を適用しないことが可能であるとともに、介護保険における通所サービスにおいては平均利用延人員数に含まないこととしておりますのでご留意下さい。

4 地域支え合い体制づくり事業の活用等について

各都道府県におかれましては、土日を含めた高齢者・障害（児）者の居場所づくりを目的とする事業を実施する場合には、地域支え合い体制づくり事業（介護基盤緊急整備等臨時特例基金）の活用が可能です。（※地域支え合い体制づくり事業実施要綱に定める「地域活動の拠点整備」に相当）

(参考1)

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

第2の7 通所介護

(5) 災害時等の取扱い

災害その他のやむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。また、この場合にあつては、やむを得ない理由により受け入れた利用者については、その利用者を明確に区分した上で、平均利用延人員数に含まないこととする。

(参考2)

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)

1. 第二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表(平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。)に関する事項通則

(7) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について

④ 日中活動サービスにおける定員超過利用減算の具体的取扱い

(略)

⑤ 療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練及び施設入所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い

(略)

⑥ 利用者数の算定に当たっての留意事項

④及び⑤における利用者の数の算定に当たっては、次の(一)から(三)までに該当する利用者を除くことができるものとする。

(三) 災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取り扱われる入所者

(参考3)

児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額に算定する関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031011号)

第二 児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額に関する基準別表障害児施設給付費単位数表(平成18年厚生労働省告示第557号。以下「報酬告示」という。)に関する事項

1.3. 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について

④ 通所による指定施設支援における定員超過利用減算の具体的な取扱い

(略)

⑥ 障害児の数の算定に当たっての留意事項

④及び⑤における障害児の数に算定に当たっては、次の(一)から(二)までに該当する入所児童を除くことができるものとする。

(一) 災害やむを得ない事由により入所児童を受け入れる場合